

2018年12月12日

各位

会社名 ソレイジア・ファーマ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 荒井好裕  
(コード番号：4597 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 宮下敏雄  
電話 03-5843-8049

## 株式給付信託（J-ESOP）導入のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社従業員及び当社子会社従業員の一部の者（以下、「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 制度要旨

- ・ 本制度導入により、当社株価と従業員処遇の連動性を高め、貢献度の高い従業員の当社への長期定着が期待される。
- ・ 対象となる従業員は、退職時に当社株式の給付を受ける。長期の勤続は株式給付率が高まる制度として設計される。
- ・ 給付される株式は、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）により市場買付の方法にて取得され、給付に備えて管理される。

#### 2. 導入の背景

当社は、従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）について、従業員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から検討してまいりましたが、今般、従業員に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

#### 3. 本制度の概要

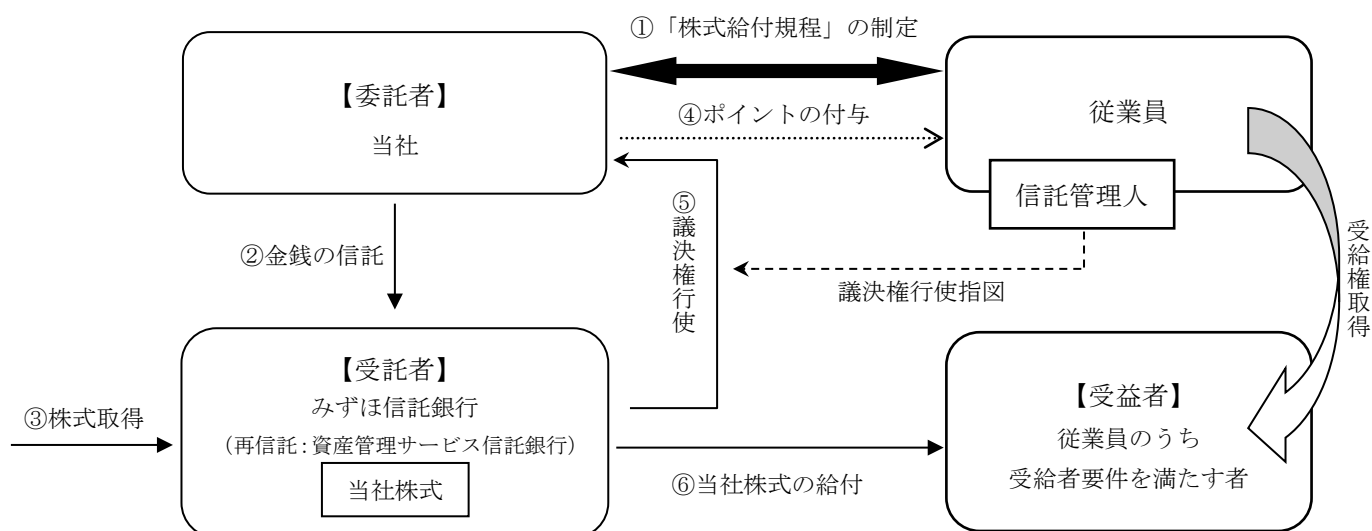
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、退職に際して当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し、個人の貢献度、勤続年数、職位等及び当社の事業進捗や業績等に応じてポイントを付与し、退職により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて市場買付の方法により取得し、信託財産とし

# Solasia

て分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。当社事業の中心はがん領域を対象とする医薬品等の開発と事業化にあり、医薬候補品の事業化は相当の長期にわたるものとされております。このことから、高い専門性と業務経験を有する従業員の長期定着は、当社企業価値の向上に必須の要件と考えられます。本制度においては、定年退職に先立つ自己都合退職の場合に、相当程度に給付される株式数が減じられる仕組みとなっており、一方で定年退職等までの長期間勤務に対しては、給付される株式数が増加する仕組みと設計されております。これにより、貢献度合いが高い従業員の長期定着に寄与することも期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、信託銀行が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付することがあります。

#### 4. 本信託の概要

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| (1) 名称  | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社              |

# Solasia

- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者 : 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 弁護士を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 2018年12月20日 (予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 2018年12月20日 (予定)
- (9) 信託の期間 : 2018年12月20日 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

## 5. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 70,000,000円
- (3) 取得株式数の上限 : 320,000株
- (4) 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 2018年12月20日 (予定) から2018年12月21日 (予定) まで

以上

### 注意事項 :

このプレスリリースに記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。様々な要因により、実際の業績等が変動する可能性があることをご承知おきください。実際の業績に影響を与える重要な要素には、当社の事業領域を取り巻く経済情勢、為替レートの変動、競争状況などがあります。また、このプレスリリースに含まれている医薬品又は医療機器 (開発中のものを含む) に関する情報は、宣伝広告、医学的アドバイスを目的としているものではありません。